

第 12 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月10日（月）午後3時00分～3時40分

2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室

3. 出席委員 9人

1 番 金子 節夫
2 番 島田 信成
3 番 中野 文子
4 番 高田 洋子
5 番 齋藤 澄博
6 番 横山 宏
7 番 松島 章倫
8 番 横山 正行
10 番 小林 修

4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭
専門主任 齊藤 利光

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 議案

第 3 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権）
第 3 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
第 3 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

第 3 報告

第 1 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

6. 会議の概要

会長（横山）	それでは只今から、第 1 2 回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。
事務局長（金井）	只今の出席委員数は、9 名で御座います。
会長（横山）	事務局の報告の通り、本日出席の委員は 9 名です。農業委員会等に関する法律第 2 7 条の第 3 項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第 1 2 回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。 <会長挨拶>

事務局(國府田)	<p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号3番中野文子委員、議席番号4番高田洋子委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>議案第35号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、所有権を議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p> <p>議案書を2枚めくって頂いて、3条の所をお開き下さい。議案第35号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、所有権です。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和6年6月10日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、経営規模を拡大したい。」、譲渡人は「高齢であり、後継者もいないので、農地を処分したい。」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載の通りです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積で御座います。資料につきましては、1ページから3ページを参照してください。なお、申請地につきましては6月5日、2班の皆さんと現地確認を行なっております。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手を、お願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し許可することを決定いたしました。</p> <p>2番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号2番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、事業を拡大したい。」、譲渡人は「県外在住で農地管理が難しいので、農地を手放したい。」とのことです。この申請の譲受人はご覧の通り法人です。よって、申請法</p>

人が農地所有適格法人の要件を満たすかどうかの審査も御座います。追加の資料をご覧いただければと思います。農地所有適格法人の要件と書いてある横書きの資料と様式1-2-2農地所有適格法人としての事業等の状況について、それぞれ1枚紙があると思いますが、こちらをご覧頂きながらお願い致します。農地所有適格法人として認められる要件として、①株式会社・株式非公開会社・持分会社、農事組合法人のいずれかであること。②売上高の過半が農業であること。③構成員・議決権要件が常時従事者が総議決権の2分の1を超えること、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権の2分の1未満であること。④役員の過半が農業従事者、この場合は原則年間150日以上と定めがあります、役員または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事、この場合ですと原則年間60日以上と定めがあります。と、以上4つの要件が御座います。

では、今回の申請法人の農地所有適格法人としての事業等の状況をご覧頂ければと思います。まず、会社の形態ですが、株式非公開会社でありまして、①の要件を満たします。次に、1-2売上高という所をご覧下さい。この法人は設立から2年少々経過した所でありまして、法人としての決算は2カ年分のみであります、それ以外の年度につきましては、法人化する前の税の申告書の数値を参考として取り扱いをいたします。過去3年間の売上高の実績は100パーセント農業によるものであります。よって、②の要件を満たします。次に「2 構成員全ての状況」という所をご覧下さい。この法人の構成員及び農業従事者は2名でありまして、その内の1名で議決権100パーセントということですので、③の要件を満たします。つづいて、裏面をご覧下さい、「3 理事、取締役又は業務を遂行する役員全ての状況」をご覧下さい。構成員の農業の従事状況ですが、役員である者2名は、年間通じて従事している状況でありまして、そういったしますと④の要件を満たします。

以上の事から、農地所有適格法人の要件を満たすものであると思われまます。

その他の状況につきましては議案書記載の通りです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、4ページから6ページを参照して下さい。こちらにつきましても6月5日、2班の皆さんと現地確認を行っております。申請地は、農地として適切に管理されている状態でした。以上です。

会長（横山）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件

	<p>について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>議案第36号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。1番について事務局より説明を願います。</p> <p>先ほどの3条の所から1枚めくって頂いて、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてをご覧下さい。議案第36号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次のとおり農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和6年6月10日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は「申請地には、昭和43年住宅・物置及び昭和63年に物置を建築し、隣接の母屋と共に利用して参りました。適法であると考えておりましたが、この度、調査したところ無届けであることが分かりました。祖父の時代から宅地として利用してきましたが、農地法の許可を得ること無く住宅・物置用地及び農業用物置用地として利用していましたが、深く反省しお詫びいたします。今後このような事が無いよう充分注意いたします。遅れ馳せながらではありますが、現在の状態を是正したく本申請に至りました。」との事です。</p> <p>転用目的は「農家住宅用地（追認）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては7ページから10ページを参照して下さい。以上です。</p>
事務局(國府田)	
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>4番高田洋子委員</p>
4番(高田)	<p>4番高田です。6月5日、2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大宇鶉新田字内ノ原地内、案内図は資料7ページ、付近状況図は8から10ページを参照してください。申請地は多々良沼弁天様西、孫兵衛川より100メートル南に位置した民家です、塀で囲われた中の農地です、母屋以外が農地ですが、既に使用されています、特に問題は見受けられませんでした。その他農地の第2種農地と判断されます。2班として申</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>請地や周辺農地等の状況を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。農業委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>議案第37号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。1番について、事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書1枚めくって頂いて5条の所をご覧ください。議案第37号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和6年6月10日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は「私（妻）は、現在、子供と一緒に町内の実家に暮らしています。夫は現在、仕事の関係で熊谷市に住んでいます。自分達の家が欲しいと土地を探しておりました所、申請地を譲ってもらえることになりました。申請地は大規模指定集落として指定された指定集落近くに位置しております。資金の用意も調いましたので、自己用住宅を建築したく申請します。」との事です。転用目的は「一般住宅用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては、議案書記載の通りです。資料につきましては、11ページから14ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願い致します。</p>
<p>6番（横山）</p>	<p>6番横山宏委員</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>6番横山です。6月5日、2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字石打字松本地内で御座います、案内図は資料11ページ、付近状況図は12ページを参照してください。申請地で御座いますけれども、こちら国道122号線を北に入りました松本公園のすぐ西側に位置する所で御座います。ここは本当に他の農地への広がり全く御座いまして、市街地近傍小集団農地の第2種農地と判断されます。2班としましては申請地、その他周辺農地の状況を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>2番について、事務局より説明を願います</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番、譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は「私は町内に妻と両親と一緒に住んでいます。自分達の家が欲しいと土地を探しておりました所、申請地を譲ってもらえることになりました。申請地は大規模指定集落として指定された指定集落近くに位置しております。資金の用意も調べましたので、自己用住宅を建築したく申請致します。」との事です。転用目的は「一般住宅用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては、議案書記載の通りです。資料につきましては、15ページから18ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願い致します。</p> <p>6番横山宏委員</p>
<p>6番（横山）</p>	<p>6番横山です。6月5日、2班と事務局で現地調査を行いま</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>した。申請地は大字石打字松本地内で御座います、案内図は資料の15ページ、付近状況図は16ページを参照してください。先ほどのナンバー1と全く同じ所で御座いまして、実は、その土地を二つに分けたという所で御座います。国道122号線から北に入りました松本公園のすぐ西側という所で御座いまして、こちらも他の農地への広がりも御座いません、そして市街地近傍小集団農地の第2種農地と言う事で判断されます。2班としましては申請地、その他状況を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告で御座います。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>3番について、事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書1枚めくって頂きまして、お願い致します。番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りで御座います。申請理由は「私は町内にて中古自動車販売業を営んでおります。この度、令和4年に5条の許可を受けた借地が車両の増加に伴い、新たな露店中古車両置場の確保が急務となっております。また、近年事業も好調に推移しているので、近傍地において条件の合う置場が借地により確保出来ないか苦慮していたところ、地主様より申請地を貸借して頂ける事になりました。申請地を露店中古車両置場用地として貸借したく申請します。申請地は一部盛土、通行部分は均等敷均しをし、周囲を単管フェンスを設置します。」との事です。転用目的は「露店中古車両置場用地（賃貸借）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては、議案書記載の通りです。資料につきましては、19ページから22ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地</p>

<p>1 番 (金子)</p>	<p>調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願い致します。</p> <p>1 番金子節夫委員</p> <p>1 番金子です。6 月 5 日、2 班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字中野字前原地内、案内図は資料 1 9 ページを参照してください、付近状況図は 2 0 ページを参照してください。申請地は邑楽町役場の北西約 3 2 0 メートルの所に位置しており、5 0 0 メートル以内の地区内に有ります、よって公共施設近距離区域内農地で、第 2 種農地と判断されます。2 班として申請地や周辺農地の状況などを総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長 (横山)</p>	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>4 番について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局 (國府田)</p>	<p>番号 4 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載の通りです。申請理由は「住所地に一般住宅を建築するため昭和 4 6 年 1 月 2 2 日農地法第 5 条許可を受け昭和 4 9 年に一般住宅を建築し居住するようになりました。その後 2 7 7 の 3、2 7 7 の 4 の土地を昭和 5 0 年当時より一般住宅用地として利用している事が判明し、昭和 6 1 年 5 月 1 8 日農地法 5 条の許可を受けました。この度、申請地の土地の申請が漏れている事が判明し、早々申請する次第であります。」との事です。転用目的は「一般住宅用地 (贈与) 追認」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては、2 3 ページから 2 6 ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長 (横山)</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地</p>

<p>1 番 (金子)</p>	<p>調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>1 番金子節夫委員</p> <p>1 番金子です。6 月 5 日、2 班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字鶉新田字子々五地内、案内図は資料の 2 3 ページ、付近状況図は 2 4 ページを参照してください。申請地は北側と東側が新中野に隣接しており、市街化区域から 5 0 0 メートル以内の区域内にある農地である事から市街地近傍小集団農地で、第 2 種農地と判断されます。2 班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長 (横山)</p>	<p>担当委員からの地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたしました。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>報告第 1 3 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出についてを議題とします。1 番から 4 番まで事務局より、一括して報告をお願いします。</p> <p>議案書、先ほどのページから 1 枚めくって頂きまして、報告第 1 3 号をお開き下さい。報告第 1 3 号。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について。次の通り農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和 6 年 6 月 1 0 日、邑楽町農業委員会会長横山正行。</p> <p>番号 1 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「建売住宅用地(売買)」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです、資料につきましては 2 7 ページを参照して下さい。</p> <p>続いて番号 2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきまして</p>

会長（横山）	<p>は議案書記載の通りです。転用目的は、「一般住宅用地（使用貸借）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです、資料につきましては同じく27ページを参照して下さい。</p> <p>1枚議案書をめくって次のページをお願いします、番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです、資料につきましては同じく27ページを参照して下さい。</p> <p>続いて番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「建売住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです、資料につきましては同じく27ページを参照して下さい。以上、報告といたします。</p> <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了致しました。これで第12回邑楽町農業委員会総会を閉会致します。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p style="text-align: center;">令和6年6月10日</p> <p style="text-align: center;">邑楽町農業委員会 会長 _____</p> <p style="text-align: center;">委員 _____</p> <p style="text-align: center;">委員 _____</p>
--------	---